

選挙運動用ビラに関する Q&A

Q	A
<p>1 選挙運動用ビラの内容に規制又は基準はありますか。</p>	<p>選挙運動用ビラの表面には必ず頒布責任者の氏名・住所、印刷者の氏名(法人名)・住所(所在地)を記載し、かつ選挙管理委員会が交付する証紙の貼付が必要です。</p> <p>他の候補者の誹謗中傷等の法令に違反する場合などを除き、このほか内容についての制限は特にありません。</p>
<p>2 選挙運動用ビラの内容に関して、選挙管理委員会は事前審査を行いますか。</p>	<p>頒布責任者等の必要事項の記載、ビラの大きさなどの確認のため、立候補届出書類の事前審査時に提出していただきます。</p>
<p>3 開くとA4サイズになる選挙運動用ビラを、二ツ折、三ツ折等にして、リーフレット形式で頒布することはできますか。</p>	<p>開いたときに規定の大きさの範囲内であれば、選挙運動用ビラを二ツ折、三ツ折等にして、リーフレット形式で頒布することができます。</p> <p>ただし、もはやビラとは言えない折り紙のような立体的な形状で頒布することはできないと解しています。</p>
<p>4 都道府県、市区の議員に選挙運動用ビラの頒布が解禁された理由はなぜですか。</p>	<p>公職選挙法一部改正の理由は、「候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため」となっています。</p>
<p>5 選挙運動用ビラの枚数制限が4,000枚となっているのはなぜですか。</p>	<p>公職選挙法では、区・市議会議員選挙、都道府県議会議員選挙、区・市長選挙において、選挙運動用通常葉書の枚数(区議会議員選挙は2,000枚)の2倍が選挙運動用ビラの枚数となっています。</p>
<p>6 選挙運動用ビラは選挙運動期間中以外に頒布できますか。</p>	<p>できません。選挙運動用ビラの頒布は選挙運動期間中に限定されます。</p> <p>なお、選挙管理委員会がビラに貼付する証紙を交付するのは、立候補届出が受理されたとき以降になります(実務上、多くは立候補届出日と同時に証紙交付します)。</p>

Q	A
7 選挙運動用ビラの表面に記載する頒布責任者は、誰でも良いのですか。	<p>選挙運動用ビラの表面に記載する頒布責任者は、候補者でも候補者以外の者でもよく、特に指定はありません。</p> <p>ただし、満18歳未満の者、警察官等の特定公務員などは選挙運動ができないため頒布責任者になることはできません。</p>
8 同じ政党の複数の候補者のビラで、頒布責任者を同一人物にすることはできますか。	<p>同じ政党である場合など、複数の候補者のビラで、頒布責任者を同一人物にすることは可能です。</p>
9 頒布責任者と印刷者が同一人物であっても良いのですか。	<p>ありえます。一例として、候補者自身が選挙運動用ビラを自宅プリンターにより作成した場合は、候補者自身が頒布責任者と印刷者になることが考えられます。</p>
10 頒布責任者は、個人ではなく政党、団体、法人でも良いのですか。	<p>頒布責任者は自然人（個人）であり、政党、団体、法人等は頒布責任者になることができません。</p> <p>なお、印刷者は法人等にすることができます。</p>
11 選挙運動期間中、午前7時に駅前あいさつを行っている。その際に選挙運動用ビラを配ることができますか。	<p>できません。街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができますが、街頭演説には午前8時から午後8時までの時間制限があります。</p>
12 複数の街頭演説の場所で、同時に選挙運動用ビラを頒布することができますか。	<p>できません。街頭演説の場所には、選挙管理委員会が交付する標旗が必要で、標旗は一つです。同時に複数の街頭演説ができません。</p>
13 選挙運動用ビラ4,000枚のうち、2,000枚を新聞折込みで、残りの2,000枚を街頭演説の場所で頒布することができますか。	<p>できます。選挙運動用ビラの頒布方法は、新聞折込み、候補者の選挙事務所内における頒布、個人演説会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布であればよく、その範囲で頒布方法の選択は自由です。</p>

Q	A
14 選挙事務所の内部から外部を通行する歩行者に選挙運動用ビラを頒布することができますか。	できません。候補者の選挙事務所内での頒布に限定されると解されます。選挙事務所の訪問者に渡す、選挙事務所内の机の上に置き自由に持ち帰らせるような方法が考えられます。
15 街頭演説の場所で、聴衆と通行人に選挙運動用ビラを頒布することができるか。	街頭演説を実施する一定の範囲内で、聴衆や通行人に選挙運動用ビラを頒布することができます。
16 選挙運動用ビラを候補者の後援会員に郵送できますか。	できません。選挙運動用ビラの頒布方法に郵送は含まれていません。
17 選挙運動用ビラを第三種郵便物の業界紙に折込み、郵送により頒布することができますか。	できません。第三種郵便物による郵送の場合、本紙に添付できるものの条件があり、選挙運動用ビラはその条件に該当していません。
18 選挙運動用ビラは新聞折込みにより頒布できるが、一般紙ではなくフリーペーパー紙の折込みを利用して、ポスティングすることはできますか。	<p>できません。「逐条解説公職選挙法（下巻）」によれば、「新聞折込みによる方法」とは、通常的一般紙（機関紙・業界紙等含む）における新聞折込みのように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む方法である、とされています。</p> <p>フリーペーパー等のポスティング、駅売店・コンビニ等での新聞販売への折込みは利用できないと解しています。</p>
19 選挙運動用ビラの頒布方法でポスティングが禁止されているのはなぜですか。頒布方法に新聞折込みはあるが、最近、若年層での新聞の定期購読者が少なく、候補者の政策を届けることが困難になっています。	<p>かつて、あまりにも大量のビラが無秩序に街頭等に氾濫し、世上ビラ公害等の批判を招いたことに鑑み、頒布方法に一定の秩序を設ける必要があるからと考えられます。</p> <p>なお、各戸配付の制限は、無差別の頒布が公費負担によるビラの頒布方法としては適当でないこと、現に戸別訪問の禁止規定がある以上、戸別訪問防止のための有効な手段が担保される見込みでなければ容認できないことが理由として考えられます。</p>

Q	A
<p>20 選挙運動用ビラを自宅のプリンターで作成した場合、公費負担の対象となりますか。</p>	<p>公費負担の対象になりません。ビラ表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と有償契約した場合に、公費負担の対象とします。</p>
<p>21 選挙運動用ビラを候補者自身で作成した場合でも、ビラに貼付する証紙は選挙管理委員会から交付されますか。</p>	<p>公費負担の請求とは別に ①「選挙運動用ビラ届出書」 ②「選挙運動用ビラ証紙交付申請書・受領書」 ③選挙運動用ビラ（1種類につき2枚） を提出していただく予定です。 これにより、候補者自身のビラ作成などにより公費負担の請求がない場合でも、ビラに貼付する証紙は交付します。</p>
<p>22 ビラの印刷とは別の会社に、ビラのデザインを発注します。また写真撮影はプロカメラマンに依頼します。このときデザイン、写真撮影の経費は公費負担の対象となりますか。</p>	<p>ビラ表面に記載のある印刷者と同一であると認められ、「ビラの作成を業とする者」と有償契約した場合に公費負担の対象とします。 ここでは、当該のビラを最終的に印刷した者が公費負担の対象に該当すると考えられ、写真撮影などでビラの作成過程の一部を分担しただけの場合は該当しません。 デザイン・写真撮影は公費負担請求の対象としな い、あるいは印刷・デザイン・写真撮影を1本の契約にまとめる等が必要です。</p>
<p>23 2種類の選挙運動用ビラを作成することとし、ビラの種類ごとに異なる印刷会社と契約します。契約が2本になっても、2本とも公費負担の対象になりますか。</p>	<p>たとえばA社で1,000枚、B社で3,000枚を印刷した場合は、「ビラ作成枚数確認申請書」をビラ作成業者ごとに別々に提出してください。この場合は契約が2本であっても、上限額の範囲内で公費負担の対象とします。</p>

Q	A
<p>24 選挙運動用ビラの印刷をA社とは1,000枚10,000円で、B社とは3,000枚20,000円で契約し、合計で30,000円となりました。このとき、公費負担の対象額はいくらになりますか。</p>	<p>選挙運動用ビラ作成経費の公費負担の上限額は、@7.51円/枚です。</p> <p>A社分では10,000円のうち7,510円(@7.51×1,000枚=7,510上限額)が対象となり、B社分では20,000円(@7.51×3,000枚=22,530上限額)全額が対象となります。合計では30,000円のうち27,510円が公費負担の対象になります。</p> <p>ただし、供託物没収点を下回る得票の場合は全く公費負担の対象になりません。</p>
<p>25 選挙運動用ビラに4,000枚分の証紙を貼付するためのアルバイトの人件費は、公費負担の対象になりますか。</p>	<p>アルバイトの人件費は公費負担の対象になりません。</p>
<p>26 新聞折込みの費用は公費負担の対象になりますか。</p>	<p>新聞折込みの費用は公費負担の対象になりません。</p>

Q	A
<p>27 選挙運動用ビラの作成経費が公費負担の上限額を上回った場合に、収支報告書にはどのように計上しますか。公費負担対象経費を除き計上するのですか。</p>	<p>収支報告書の「収入」では公費負担額は計上せず、収入の計の頁の参考欄に公費負担額を記載します。</p> <p>収支報告書の「支出」では公費負担の対象分を含む全額を計上することになります。この場合、公費負担対象額と自己負担額を分けて記載することは不要です。</p> <p>また、備考欄には公費負担の対象分の金額を明記し、必要に応じ、実際の支払日や計算内訳等の記載をお願いします。</p>
<p>28 選挙管理委員会が交付する証紙の大きさはどれくらいですか。証紙の大きさにより選挙運動用ビラのデザインへの影響が考えられます。</p>	<p>証紙の大きさ・デザインはまだ決まっていません。あくまで参考ですが、前回の区長選挙（H27.4執行）で使用した証紙の大きさは長さ17mm×幅24mm、裏面はシール状となっていました。</p>
<p>29 他の候補者が使用しなかった証紙を譲り受け、自己の選挙運動用ビラに貼付して頒布することができますか。</p>	<p>できません。候補者一人ひとりに異なる番号を印字した証紙を交付する予定です。他の候補者の番号の証紙を自己の選挙運動用ビラに貼付して頒布すれば、公職選挙法違反となります。</p>
<p>30 選挙運動用ビラに関して公職選挙法に違反した場合、罰則はありますか。</p>	<p>違反の内容により異なりますが、罰則の規定があります。たとえば、選挙運動用ビラの制限枚数を超えて頒布したときは「2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する」となっています。</p>